

「佐渡島の金山」世界文化遺産学術委員会規約

(設 置)

第1条 「佐渡島の金山」世界遺産会議（以下、「世界遺産会議」という。）設置要綱第6条の規定に基づく学術委員会として、「佐渡島の金山」世界文化遺産学術委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、世界遺産会議の求めに応じて、専門的・学術的見地から、以下の事項を検討・協議して、意見を述べる。

（1）世界文化遺産の保存管理及び整備活用に関する事項、資産の周辺環境の保全に関する事項、国際連合教育科学機関（UNESCO）への提出が必要な定期報告書等に関する事項。

（2）その他、資産の保存管理及び整備活用に関する事項等。

(組 織)

第3条 委員会は学識経験を有する者のうちから「佐渡島の金山」世界遺産会議の構成員である新潟県知事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は「佐渡島の金山」世界遺産会議の構成員である新潟県知事が指名する。

3 副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は新潟県観光文化スポーツ部文化課に置く。

(補 足)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聞き委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年12月1日から施行する。